

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
1	24	①	●デートDV110番 TEL : 050-3204-0404 (<u>火~木曜19~21時</u> , <u>土曜18~21時</u>)	●デートDV110番 TEL : 050-3204-0404 (<u>月~土曜19~21時</u> , <u>チャット相談あり</u>)

●LGBTとSOGI

LGBTとは、性的に少数の立場にある当事者の総称である。レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシャル(両性愛者)、トランスジェンダー(出生時に法的・社会的に割り当てられた性とは異なる性を生きている者)の頭文字だが、実際にはこの4つ以外にもさまざまな性的指向や性自認があり、明確な性自認のないQ(Questioning, Queer)や恋愛感情や性的欲求を持たないA(Asexual)を加えたLGBTQ、LGBTANなど、さまざまな呼び方がある。

そこで、個人の性的指向と性自認を総称したSOGI(Sexual Orientation and Gender Identity)という呼称も広まっている。多数派と少数派に区別することなく、全ての人がそれぞれの性的指向と性自認を持つという、社会的包摂(▶p.98)に基づいた考え方である。

性別違和がある場合、性同一性障がいの診断を受け、条件を満たせば戸籍上の性を変更できる。



千葉県千葉市の「パートナーシップ宣誓制度」で証明書を手にした事実婚や同性カップル。

●自分らしい進路選択を

日本の大学では、専攻ごとに男女の偏りが見られる。例えば自然科学・数学・統計専攻に占める女性の割合はOECD平均約52%に対して日本約27%、工学・製造・建築はOECD平均約26%に対して約16%である。日本では特定の専攻に対する「男子・女子のもの」という先入観(ジェンダー・バイアス)があり、偏りの一因となっている。大抵の国は、こうした先入観に縛られない進学や就職を支援する取り組みを行っている。例えば、内閣府「リコチャレ(理工チャレンジ)」などがある。

●フランスの結婚いろいろ

フランスでは1999年の法成立以来、民事連帯契約(PACS)を結ぶことで事実婚や同性カップルにも婚姻に準じた法的地位が認められている。また2013年には世界で14番目に同性婚が認められ、婚姻の定義が「異性または同性の両当事者間で締結される」となった。PACSでは認められていなかった同性カップル間の共同養子縁組、子の氏の変更、配偶者の相続人になることなどが可能となり、同性婚は異性婚とほぼ同じ法的保護を受けることとなった。

これらの法整備により、制度的な結婚としての婚姻、PACSを結ぶ事実婚、PACSを結ばない事実婚など、異性・同性を問わずさまざまな結婚の形が選択できるようになり、パートナーとの暮らし方が多様化している。

●日本での里親の現状

日本では現在、約4万2000人の子ども(18歳未満)が家庭以外の社会的養護(▶p.72)のもとで生活している。社会的養護には家庭養護(里親や養子縁組制度、ファミリーホーム)と施設養護(児童福祉施設など)があり、日本では施設養護の割合が高い。

国連子どもの権利委員会は、家庭養護の割合を増やすように日本に勧告を行っており、これを受けて2016年には児童福祉法(▶p.72)が改正され、家庭養護を原則とすることになったが、里親登録数は圧倒的に不足している。

〔日本の里親の種類〕

養育里親	要保護状態にある児童を養育する里親。事前研修を受けて登録する。期間は数週間～成年までと多様。
専門里親	一定の専門的ケアを必要とする児童を養育する里親。より専門的な研修を受け、養育に専念する。
養子縁組里親 (特別養子縁組の場合)	養子縁組を前提とした里親。原則15歳未満。6か月以上同居して、特別養子縁組の可否を裁判所が審判する。
親族里親	親が養育できない場合に、3親等以内の親族がなる里親。

●LGBTとSOGI

LGBTとは、性的に少数の立場にある当事者の総称である。レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に法的・社会的に割り当てられた性とは異なる性を生きている者）の頭文字だが、実際にはこの4つ以外にもさまざまな性的指向や性自認があり、明確な性自認のないQ（Questioning, Queer）や恋愛感情や性的欲求を持たないA（Asexual）を加えたLGBTQ、LGBTANAなど、さまざまな呼び方がある。

そこで、個人の性的指向と性自認を総称したSOGI（Sexual Orientation and Gender Identity）という呼称も広まっている。多数派と少数派に区別することなく、全ての人がそれぞれ性的指向と性自認を持つという、社会的包摂（▶p.98）に基づいた考え方である*。

性別違和がある場合、性同一性障がいの診断を受け、条件を満たせば戸籍上の性を変更できる。



* 千葉県千葉市の「パートナーシップ宣誓制度」で証明書を手にした事実婚や同性カップル。

* LGBT理解増進法（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律）が2023年6月に施行された。性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、その多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

●自分らしい進路選択を

日本の大学では、専攻ごとに男女の偏りが見られる。例えば自然科学・数学・統計専攻に占める女性の割合はOECD平均約52%に対して日本約27%、工学・製造・建築はOECD平均約26%に対して約16%である。日本では特定の専攻に対する「男子・女子のもの」という先入観（ジェンダー・バイアス）があり、偏りの一因となっている。大学や国は、こうした先入観に縛られない進学や就職を支援する取り組みを行っている。例えば、内閣府「リコチャレ（理工チャレンジ）」などがある。

●フランスの結婚いろいろ

フランスでは1999年の法成立以来、民事連帯契約（PACS）を結ぶことで事実婚や同性カップルにも婚姻に準じた法的地位が認められている。また2013年には世界で14番目に同性婚が認められ、婚姻の定義が「異性または同性の両当事者間で締結される」となった。PACSでは認められていなかった同性カップル間の共同養子縁組、子の氏の変更、配偶者の相続人になることなどが可能となり、同性婚は異性婚とほぼ同じ法的保護を受けることとなった。

これらの法整備により、制度的な結婚としての婚姻、PACSを結ぶ事実婚、PACSを結ばない事実婚など、異性・同性を問わずさまざまな結婚の形が選択できようになり、パートナーとの暮らし方が多様化している。

●日本での里親の現状

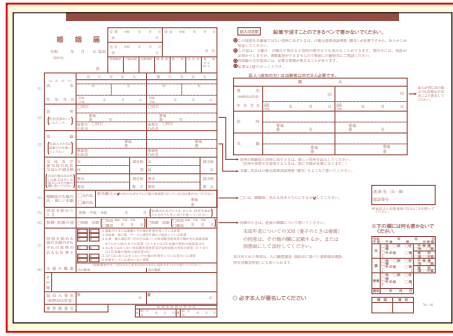
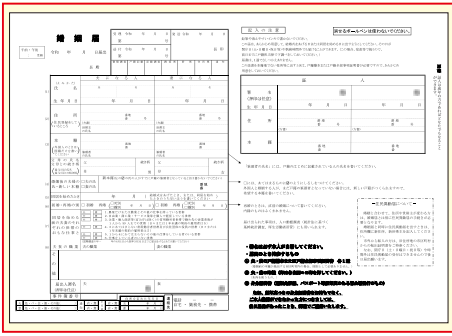
日本では現在、約4万2000人の子ども（18歳未満）が家庭以外の社会的養護（▶p.72）のもとで生活している。社会的養護には家庭養護（里親や養子縁組制度、ファミリーホーム）と施設養護（児童福祉施設など）があり、日本では施設養護の割合が高い。

国連子どもの権利委員会は、家庭養護の割合を増やすように日本に勧告を行っており、これを受けて2016年には児童福祉法（▶p.72）が改正され、家庭養護を原則とすることになったが、里親登録数は圧倒的に不足している。

〔日本の里親の種類〕

養育里親	要保護状態にある児童を養育する里親。事前研修を受けて登録する。期間は数週間～成年までと多様。
専門里親	一定の専門的ケアを必要とする児童を養育する里親。より専門的な研修を受け、養育に専念する。
養子縁組里親 (特別養子縁組の場合)	養子縁組を前提とした里親。原則15歳未満。6か月以上同居して、特別養子縁組の可否を裁判所が審判する。
親族里親	親が養育できない場合に、3親等以内の親族がなる里親。

3 32 TRY



4 33 ③

③ 結婚に関する法律 (民法)

第731条 婚姻は、18歳にならなければ、することができない。

第732条 配偶者のある者は、重ねて婚姻をすることができない。

第733条 ①女は、前婚の解消又は取消しの日から起算して百日を経過した後でなければ、再婚をすることができない。

第734条 ①直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。

第739条 ①婚姻は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。

第750条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。

第752条 夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。

第760条 夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する。

③ 結婚に関する法律 (民法)

第731条 婚姻は、18歳にならなければ、することができない。

第732条 配偶者のある者は、重ねて婚姻をすることができない。

第733条 削除 (女性の再婚禁止期間廃止 ▶ p.35)。

第734条 ①直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。

第739条 ①婚姻は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。

第750条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。

第752条 夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。

第760条 夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する。

番号	訂正箇所		原文	訂正文										
	ページ	行												
5	33	⑥	<p>⑥ 親権の内容(民法)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">親権</td> <td>財産管理権</td> <td>子どもの財産を管理する。財産に関する法律行為を代理で行う。</td> </tr> <tr> <td>身上監護権</td> <td> 子どもの監護，教育を行う。 ● 居所指定権(住む場所を指定する) ● 懲戒権(しつけをする) <small>削除</small> ● 職業許可権(働くことを許す) ● 身分行為の代理権(15歳未満の子の氏の変更，相続の承認・放棄などを代理で行う) </td> </tr> </table>	親権	財産管理権	子どもの財産を管理する。財産に関する法律行為を代理で行う。	身上監護権	子どもの監護，教育を行う。 ● 居所指定権(住む場所を指定する) ● 懲戒権(しつけをする) <small>削除</small> ● 職業許可権(働くことを許す) ● 身分行為の代理権(15歳未満の子の氏の変更，相続の承認・放棄などを代理で行う)	<p>⑥ 親権の内容(民法)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">親権</td> <td>財産管理権</td> <td>子どもの財産を管理する。財産に関する法律行為を代理で行う。</td> </tr> <tr> <td>身上監護権</td> <td> 子どもの監護，教育を行う。 ● 居所指定権(住む場所を指定する) ● 職業許可権(働くことを許す) ● 身分行為の代理権(15歳未満の子の氏の変更，相続の承認・放棄などを代理で行う) </td> </tr> </table> <p>(注) 2022年に懲戒権の規定が削除された改正民法を公布・施行。</p>	親権	財産管理権	子どもの財産を管理する。財産に関する法律行為を代理で行う。	身上監護権	子どもの監護，教育を行う。 ● 居所指定権(住む場所を指定する) ● 職業許可権(働くことを許す) ● 身分行為の代理権(15歳未満の子の氏の変更，相続の承認・放棄などを代理で行う)
親権	財産管理権	子どもの財産を管理する。財産に関する法律行為を代理で行う。												
	身上監護権	子どもの監護，教育を行う。 ● 居所指定権(住む場所を指定する) ● 懲戒権(しつけをする) <small>削除</small> ● 職業許可権(働くことを許す) ● 身分行為の代理権(15歳未満の子の氏の変更，相続の承認・放棄などを代理で行う)												
親権	財産管理権	子どもの財産を管理する。財産に関する法律行為を代理で行う。												
	身上監護権	子どもの監護，教育を行う。 ● 居所指定権(住む場所を指定する) ● 職業許可権(働くことを許す) ● 身分行為の代理権(15歳未満の子の氏の変更，相続の承認・放棄などを代理で行う)												
6	34	Column	<p style="text-align: right;">Column</p> <p>●離婚と親権</p> <p>日本では，離婚時に一方の親^{削除}にのみ親権が与えられる(単独親権)。離婚の約9割で，母親が親権者となっている。親権は子どもの福祉(▶p.72)を第一に考えられ，親権の義務が果たされない場合には，子の親族の申し立てにより親権者の変更が可能である。海外では^{削除}裁判離婚しか認められない国や，離婚後も父母が共同で親権を持つ^{削除}(共同親権)国が多く，離婚後の親権行使について^{削除}も取り決めが行われる。</p>	<p style="text-align: right;">Column</p> <p>●離婚と親権</p> <p>日本では，離婚時に一方の親のみが親権を持つ単独親権が採用され，離婚の約9割で，母親が親権者となっている。親権は子どもの福祉(▶p.72)を第一に考えられ，親権の義務が果たされない場合には，子の親族の申し立てにより親権者の変更ができる。欧米では離婚後も父母が共同で親権を持つ共同親権が主流であり，離婚時の親権行使について取り決めが行われる。日本でも共同親権の導入を前提とした議論が始まっている。</p>										

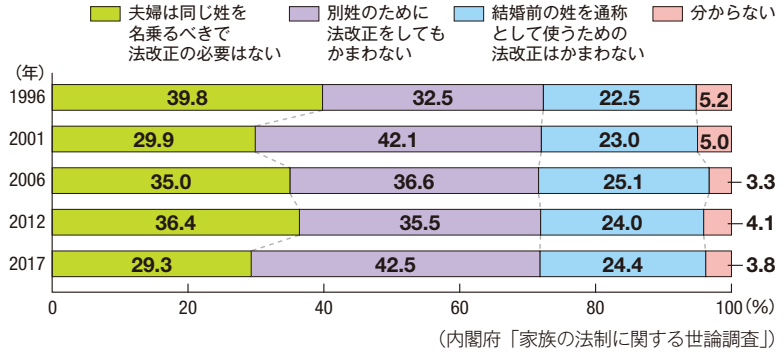
7 35 側注⑤

④

● 法改正の動き

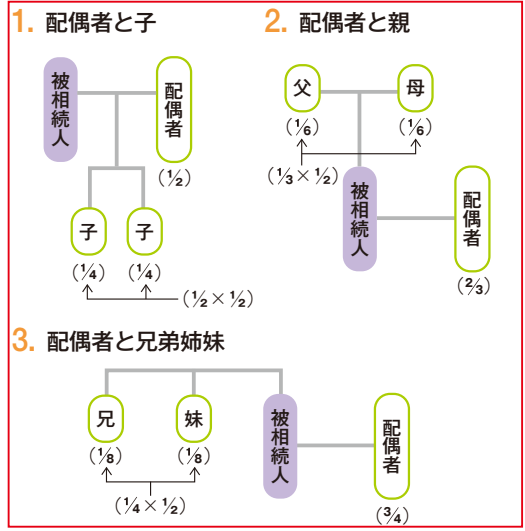
10 社会の変化に伴い、結婚観や家族に対する考え方は、大きく変
化した。現行民法は、個人の尊厳と両性の平等という面から見て、
不十分な部分があるため、1996年に、法制審議会において民法
の改正が検討された。このうち^②非嫡出子の法定相続分は2013年
改正で^③嫡出子と同等に、^④女性の再婚禁止期間^⑤は2016年改正で6
14-15 か月から100日に短縮された。さらに2018年改正では婚姻開始
15 年齢が男性18歳、女性16歳から男女とも18歳となった。しかし、
選択的夫婦別姓など、まだ国会での審議に至っていない検討課題
もある。

⑤ 夫婦別姓に対する世論の推移



⑤ 2016年改正では、女性が前婚の解消・取消時に妊娠していないか、解消・取消後に出産した場合、100日以内でも再婚できることになった。

④ 法定相続の例



家族・家庭

TRY

選択的夫婦別姓制度が実現した場合、あなたはどのような選択をするだろうか。その理由や、子どもの姓はどうするかも含めて考えよう。

● 法務省法制審議会答申（1996年）の改正案

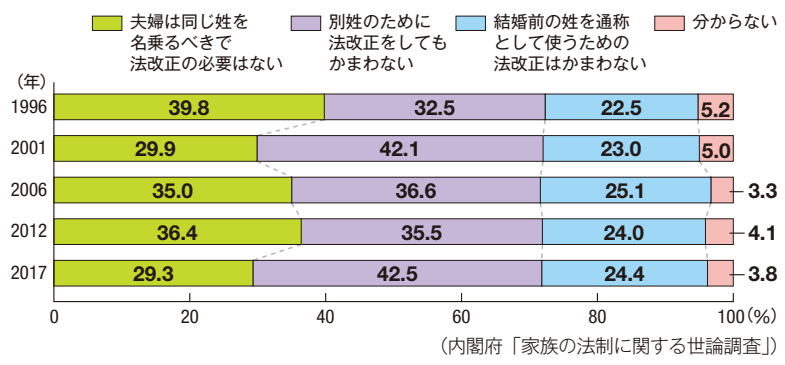
現行	改正案
夫婦は同姓	● 同姓または別姓を選択できる。 ● 子どもの姓は婚姻時に決める。

⑤ 2016年改正では、女性が離婚時に妊娠していないか、離婚後に出産した場合、100日以内でも再婚できることとしたが、2022年改正では期間自体が廃止された。また、離婚後300日以内に生まれた場合は、前夫との子と推定されるが、母親の再婚後に生まれた場合は、300日以内でも新しい夫との子と推定する例外規定も設けられた。

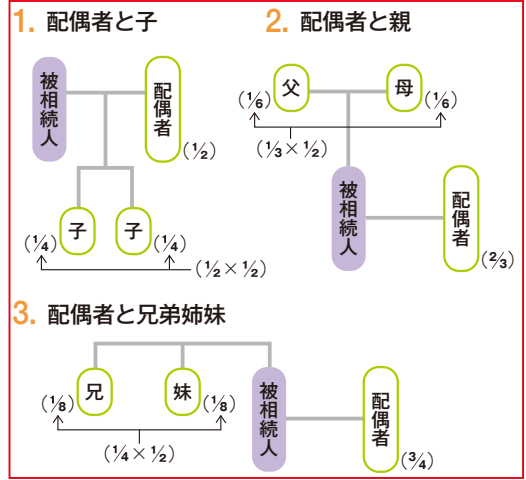
● 法改正の動き

10 社会の変化に伴い、結婚観や家族に対する考え方は、大きく変化した。現行民法は、個人の尊厳と両性の平等という面から見て、不十分な部分があるため、1996年に、法制審議会において民法の改正が検討された。このうち^②非嫡出子の法定相続分は2013年改正で^③嫡出子と同等に、^④女性の再婚禁止期間^⑤は2016年改正（同年施行）では6か月から100日に短縮され、さらに、2022年改正
15（2024年施行）^⑥では、期間そのものが廃止された。また、婚姻開始年齢は2018年に男性18歳、女性16歳から男女とも18歳に改正された（2022年施行）。しかし、^⑦選択的夫婦別姓^⑧など、まだ国会での審議に至っていない検討課題もある。

⑤ 夫婦別姓に対する世論の推移



④ 法定相続の例



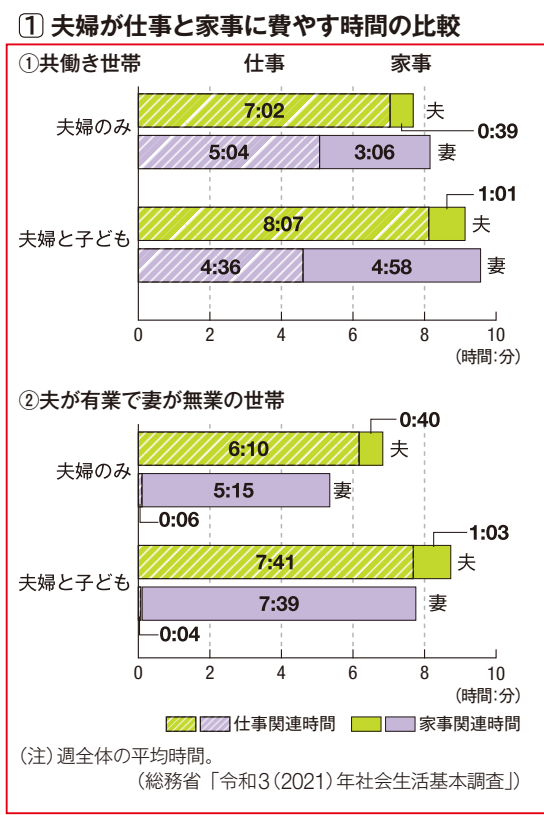
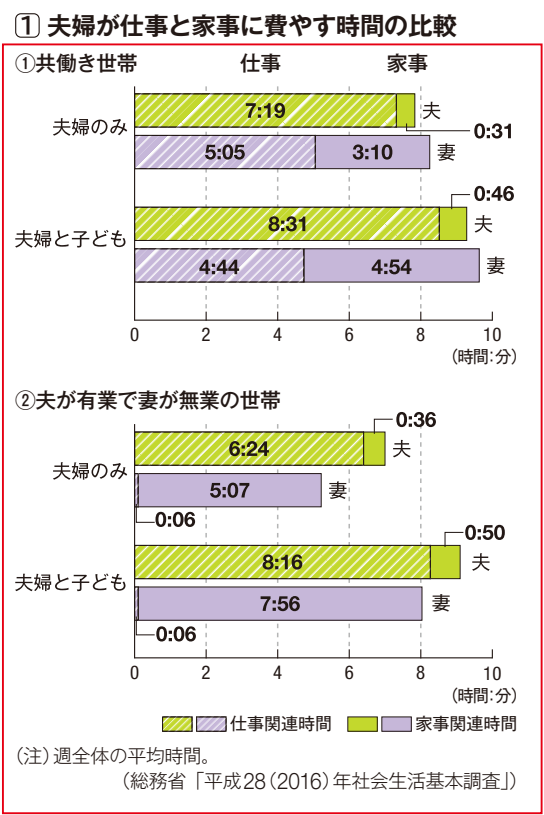
TRY

選択的夫婦別姓制度が実現した場合、あなたはどのような選択をするだろうか。その理由や、子どもの姓はどうするかも含めて考えよう。

● 法務省法制審議会答申（1996年）の改正案

現行	改正案
夫婦は同姓	● 同姓または別姓を選択できる。 ● 子どもの姓は婚姻時に決める。

8 36 ①

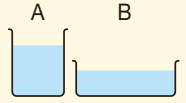
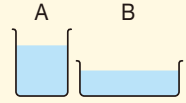


9 41 側注①

① 家族の介護や看護のために離職した者は約7万500人で、そのうち女性が74.8%である(2020年)。

① 家族の介護や看護のために離職した者は約9万5,200人で、そのうち女性が74.8%である(2021年)。

番号	訂正箇所 ページ 行	原文	訂正文
----	---------------	----	-----

11	51	<p data-bbox="194 575 231 604">⑤</p> <div data-bbox="258 582 508 742">  <p data-bbox="295 706 480 735">「<u>B</u>がいっぱいある。」</p> </div>	<div data-bbox="1053 582 1302 742">  <p data-bbox="1053 706 1293 735">「<u>A(またはB)</u>がいっぱいある。」</p> </div>
----	----	---	--

番号	訂正箇所		原文	訂正文																																								
	ページ	行																																										
12	52	①	<p>① 子どもの遊ぶ場所(年齢別)</p> <table border="1"> <caption>子どもの遊ぶ場所(年齢別) 2015年</caption> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>0歳</th> <th>2歳</th> <th>4歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自宅</td> <td>95.6</td> <td>87.9</td> <td>85.4</td> </tr> <tr> <td>学校、幼稚園、 保育園の運動場</td> <td>2.9</td> <td>19.4</td> <td>40.9</td> </tr> <tr> <td>近所の 空き地や公園</td> <td>12.1</td> <td>48.9</td> <td>36.5</td> </tr> <tr> <td>友達の家</td> <td>11.3</td> <td>2.9</td> <td>5.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 保育所や幼稚園以外で2つ回答。 (ベネッセ教育総合研究所「第5回 幼児の生活アンケート」2015年)</p>	場所	0歳	2歳	4歳	自宅	95.6	87.9	85.4	学校、幼稚園、 保育園の運動場	2.9	19.4	40.9	近所の 空き地や公園	12.1	48.9	36.5	友達の家	11.3	2.9	5.4	<p>① 子どもの遊ぶ場所(年齢別)</p> <table border="1"> <caption>子どもの遊ぶ場所(年齢別) 2023年</caption> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>0歳</th> <th>2歳</th> <th>4歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自宅</td> <td>97.7</td> <td>94.2</td> <td>92.2</td> </tr> <tr> <td>学校、幼稚園・ 保育園の運動場</td> <td>2.2</td> <td>12.4</td> <td>23.2</td> </tr> <tr> <td>近所の 空き地や公園</td> <td>14.9</td> <td>50.8</td> <td>45.8</td> </tr> <tr> <td>友達の家</td> <td>2.3</td> <td>1.3</td> <td>1.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 保育園や幼稚園以外で2つ回答。 (ベネッセ教育総合研究所「第6回 幼児の生活アンケート」2023年)</p>	場所	0歳	2歳	4歳	自宅	97.7	94.2	92.2	学校、幼稚園・ 保育園の運動場	2.2	12.4	23.2	近所の 空き地や公園	14.9	50.8	45.8	友達の家	2.3	1.3	1.6
場所	0歳	2歳	4歳																																									
自宅	95.6	87.9	85.4																																									
学校、幼稚園、 保育園の運動場	2.9	19.4	40.9																																									
近所の 空き地や公園	12.1	48.9	36.5																																									
友達の家	11.3	2.9	5.4																																									
場所	0歳	2歳	4歳																																									
自宅	97.7	94.2	92.2																																									
学校、幼稚園・ 保育園の運動場	2.2	12.4	23.2																																									
近所の 空き地や公園	14.9	50.8	45.8																																									
友達の家	2.3	1.3	1.6																																									

13	52	③	<p>③ 幼児の遊ぶ相手の推移(平日、幼稚園・保育所以外、複数回答)</p> <table border="1"> <caption>幼児の遊ぶ相手の推移(平日、幼稚園・保育所以外) 2015年</caption> <thead> <tr> <th>相手</th> <th>1995</th> <th>2000</th> <th>'05</th> <th>'10</th> <th>'15</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母親</td> <td>55.0</td> <td>68.0</td> <td>81.0</td> <td>83.0</td> <td>86.0</td> </tr> <tr> <td>きょうだい</td> <td>60.0</td> <td>62.0</td> <td>50.0</td> <td>52.0</td> <td>49.3</td> </tr> <tr> <td>友達</td> <td>58.0</td> <td>52.0</td> <td>48.0</td> <td>38.0</td> <td>27.3</td> </tr> <tr> <td>父親</td> <td>10.0</td> <td>15.0</td> <td>18.0</td> <td>15.0</td> <td>17.8</td> </tr> <tr> <td>祖母</td> <td>10.0</td> <td>18.0</td> <td>18.0</td> <td>15.0</td> <td>16.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ベネッセ教育総合研究所「第5回 幼児の生活アンケート」2015年)</p>	相手	1995	2000	'05	'10	'15	母親	55.0	68.0	81.0	83.0	86.0	きょうだい	60.0	62.0	50.0	52.0	49.3	友達	58.0	52.0	48.0	38.0	27.3	父親	10.0	15.0	18.0	15.0	17.8	祖母	10.0	18.0	18.0	15.0	16.8	<p>③ 幼児の遊ぶ相手の推移(平日、幼稚園・保育園・認定こども園以外、複数回答)</p> <table border="1"> <caption>幼児の遊ぶ相手の推移(平日、幼稚園・保育園・認定こども園以外) 2023年</caption> <thead> <tr> <th>相手</th> <th>1995</th> <th>2000</th> <th>'05</th> <th>'10</th> <th>'15</th> <th>'22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母親</td> <td>55.0</td> <td>68.0</td> <td>81.0</td> <td>83.0</td> <td>86.0</td> <td>86.9</td> </tr> <tr> <td>きょうだい</td> <td>60.0</td> <td>62.0</td> <td>50.0</td> <td>52.0</td> <td>49.3</td> <td>38.8</td> </tr> <tr> <td>友達</td> <td>58.0</td> <td>52.0</td> <td>48.0</td> <td>38.0</td> <td>27.3</td> <td>16.0</td> </tr> <tr> <td>父親</td> <td>10.0</td> <td>15.0</td> <td>18.0</td> <td>15.0</td> <td>17.8</td> <td>22.4</td> </tr> <tr> <td>祖母</td> <td>10.0</td> <td>18.0</td> <td>18.0</td> <td>15.0</td> <td>16.8</td> <td>6.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ベネッセ教育総合研究所「第6回 幼児の生活アンケート」2023年)</p>	相手	1995	2000	'05	'10	'15	'22	母親	55.0	68.0	81.0	83.0	86.0	86.9	きょうだい	60.0	62.0	50.0	52.0	49.3	38.8	友達	58.0	52.0	48.0	38.0	27.3	16.0	父親	10.0	15.0	18.0	15.0	17.8	22.4	祖母	10.0	18.0	18.0	15.0	16.8	6.4
相手	1995	2000	'05	'10	'15																																																																													
母親	55.0	68.0	81.0	83.0	86.0																																																																													
きょうだい	60.0	62.0	50.0	52.0	49.3																																																																													
友達	58.0	52.0	48.0	38.0	27.3																																																																													
父親	10.0	15.0	18.0	15.0	17.8																																																																													
祖母	10.0	18.0	18.0	15.0	16.8																																																																													
相手	1995	2000	'05	'10	'15	'22																																																																												
母親	55.0	68.0	81.0	83.0	86.0	86.9																																																																												
きょうだい	60.0	62.0	50.0	52.0	49.3	38.8																																																																												
友達	58.0	52.0	48.0	38.0	27.3	16.0																																																																												
父親	10.0	15.0	18.0	15.0	17.8	22.4																																																																												
祖母	10.0	18.0	18.0	15.0	16.8	6.4																																																																												

15	67	側注④
----	----	-----

① 母子保健法 市区町村へ妊娠の届出を行った者に母子健康手帳を交付することが定められている。母子健康手帳は、妊娠から出産、および育児に関する健康記録である。

② 労働基準法

- 妊産婦の時間外労働・休日労働・深夜業の制限
- 妊産婦等の危険有害業務の就業制限
- 産前・産後休業（産前6週・産後8週）
- 育児時間（1日：30分を計2回）取得可能 など

③ 育児休業中は、雇用保険で給与の50%（休業開始から180日目までは67%）が保障される。

④ 育児・介護休業法（▶ p.39）

- 出生時育児休業（産後パパ育休）：生後8週まで4週間、2回まで分割可能
- 育児休業：子が1歳（父母共に取得する場合は1歳2か月）まで1年間（保育所に入れないなど一定の場合には最長2歳まで延長可能）、2回まで分割可能
- 事業主による休業を取得しやすい環境整備と、対象者への個別制度周知・休業取得意向確認の義務
- 学齢前の子をもつ親の時間外労働・深夜業の制限
- 子の看護休暇年5日（子が2人以上の場合は年10日）

⑤ 育児休業取得者の割合

年度	男 (%)	女 (%)
1999	0.42	56.4
2002	0.33	64.0
'05	0.50	72.3
'10	1.38	83.7
'15	2.65	81.5
'21	13.97	85.1

（厚生労働省「女性雇用管理基本調査」「雇用均等基本調査」）

① 母子保健法 市区町村へ妊娠の届出を行った者に母子健康手帳を交付することが定められている。母子健康手帳は、妊娠から出産、および育児に関する健康記録である。

② 労働基準法

- 妊産婦の時間外労働・休日労働・深夜業の制限
- 妊産婦等の危険有害業務の就業制限
- 産前・産後休業（産前6週・産後8週）
- 育児時間（1日：30分を計2回）取得可能 など

③ 育児休業中は、雇用保険で給与の50%（休業開始から180日目までは67%）が保障される。

④ 育児・介護休業法（▶ p.39）

- 出生時育児休業（産後パパ育休）：生後8週まで4週間、2回まで分割可能
- 育児休業：子が1歳（父母共に取得する場合は1歳2か月）まで1年間（保育所に入れないなど一定の場合には最長2歳まで延長可能）、2回まで分割可能
- 事業主による休業を取得しやすい環境整備と、対象者への個別制度周知・休業取得意向確認、男性の育児休業取得状況などの公表（労働者が1,000人を超える事業主対象）の義務
- 学齢前の子をもつ親の時間外労働・深夜業の制限
- 子の看護休暇年5日（子が2人以上の場合は年10日）

⑤ 育児休業取得者の割合 (%)

年度	男 (%)	女 (%)
1999	0.42	56.4
2002	0.33	64.0
'05	0.50	72.3
'10	1.38	83.7
'15	2.65	81.5
'21	13.97	85.1

（厚生労働省「女性雇用管理基本調査」「雇用均等基本調査」）

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
16	67	③	<p>③ 6歳未満児のいる夫の家事・育児時間の国際比較(1日あたり)</p> <p>(内閣府「男女共同参画白書」2020年)</p>	<p>③ 6歳未満児のいる夫の家事・育児時間の国際比較(1日あたり)</p> <p>(内閣府「男女共同参画白書」2020年)</p>

17	68	①	<p>① 保育所などの待機児童数と保育所等利用率の推移</p> <p>保育所などへの入所を待っている待機児童は東京都、兵庫県、沖縄県、福岡県、埼玉県、千葉県などに多い。</p> <p>(厚生労働省資料)</p>	<p>① 保育所などの待機児童数と保育所などの利用率の推移</p> <p>保育所などへの入所を待っている待機児童は沖縄県、埼玉県、東京都、兵庫県、神奈川県、滋賀県などに多い。</p> <p>(厚生労働省資料、こども家庭庁資料)</p>
----	----	---	--	--

18 69 ⑤

⑤ 理想の子ども数を持たない理由 (複数回答, 上位6項目) (%)

第1位	子育てや教育にお金がかかりすぎるから	56.3	調査対象：予定子ども数が理想の子ども数を下回る初婚の夫婦1,253組
第2位	高齢で産むのはいやだから	39.8	
第3位	ほしいけれどもできないから	23.5	
第4位	これ以上、育児の心理的・肉体的負担に耐えられないから	17.6	
第5位	健康上の理由から	16.4	
第6位	自分の仕事(勤めや家業)に差し支えるから	15.2	

(国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」2015年)

⑤ 理想の数の子どもを持たない理由 (複数回答, 上位6項目) (%)

第1位	子育てや教育にお金がかかりすぎるから	52.6	調査対象：予定子ども数が理想子ども数を下回る、妻の調査時年齢50歳未満の初婚の夫婦854組
第2位	高齢で産むのはいやだから	40.4	
第3位	ほしいけれどもできないから	23.9	
第4位	これ以上、育児の心理的・肉体的負担に耐えられないから	23.0	
第5位	健康上の理由から	17.4	
第6位	自分の仕事(勤めや家業)に差し支えるから	15.8	

(国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」2021年)

19 71 ⑨

⑨ 児童虐待の相談窓口

- 児童相談所 **全国共通ダイヤル** TEL：189
- 日本子どもの虐待防止民間ネットワーク*など

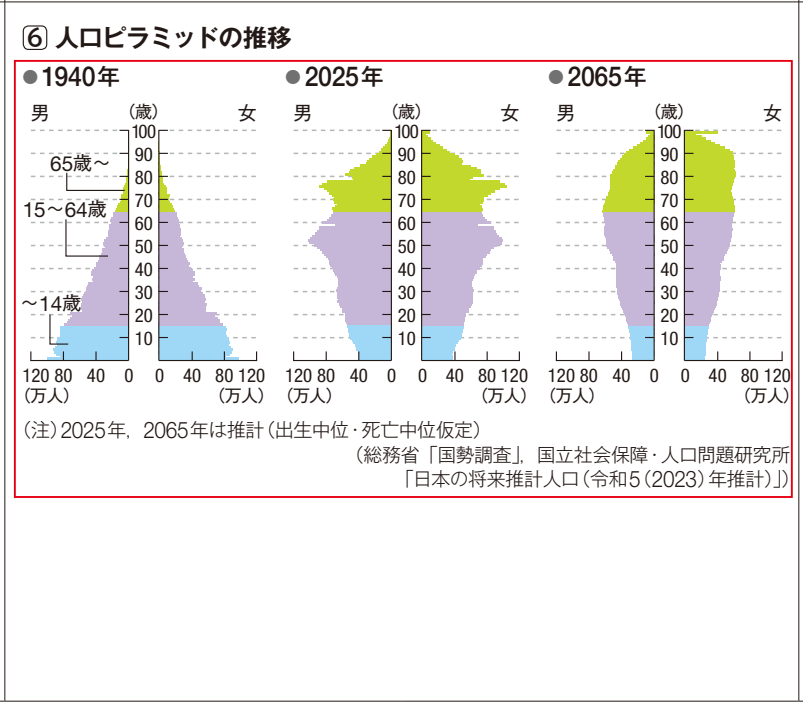
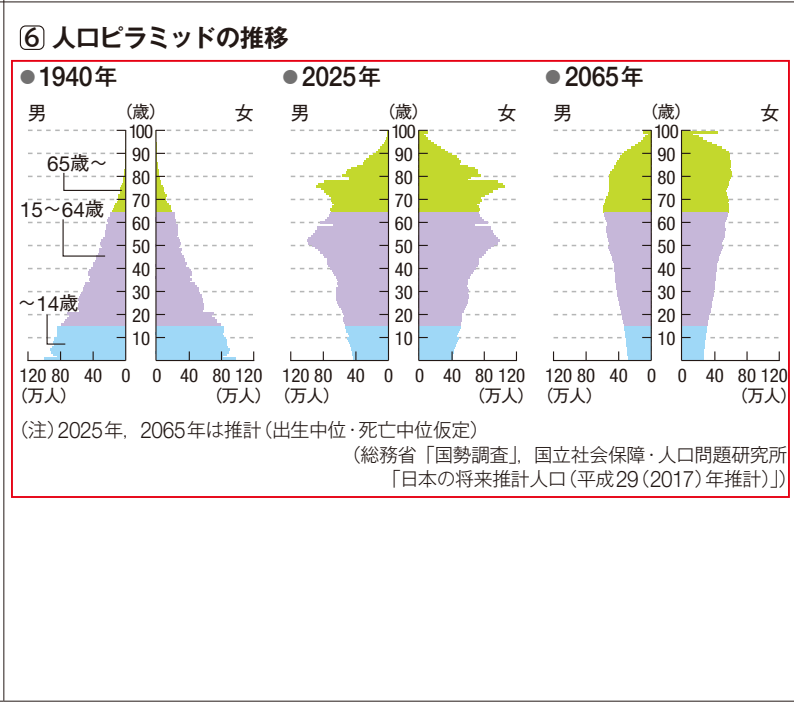
*メール相談

⑨ 児童虐待の相談窓口

- 児童相談所 **虐待対応ダイヤル** TEL：189
- 日本子どもの虐待防止民間ネットワーク*など

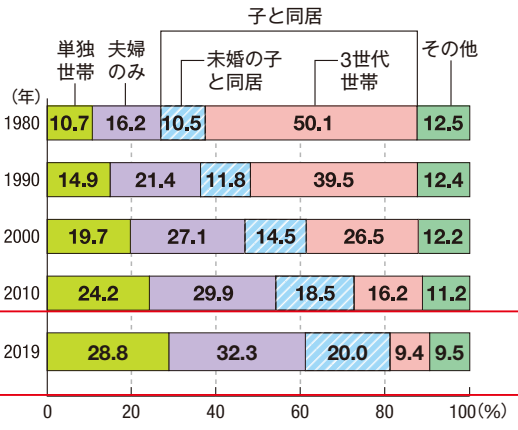
*メール相談

20 77 ⑥



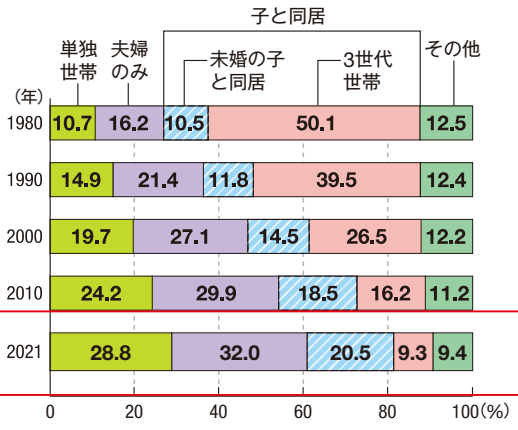
21 78 ①

① 高齢者の世帯構成割合*の推移



* 65歳以上の高齢者のいる世帯数に占める割合。
(厚生労働省「国民生活基礎調査」)

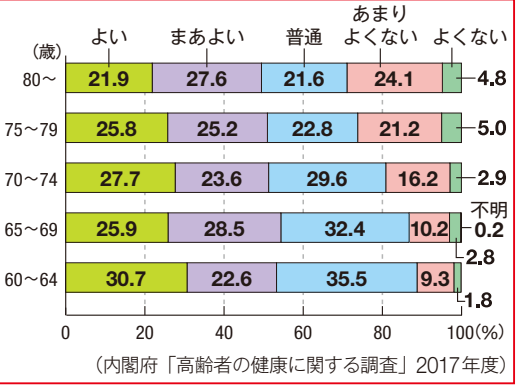
① 高齢者の世帯構成割合*の推移



* 65歳以上の高齢者のいる世帯数に占める割合。
(厚生労働省「国民生活基礎調査」)

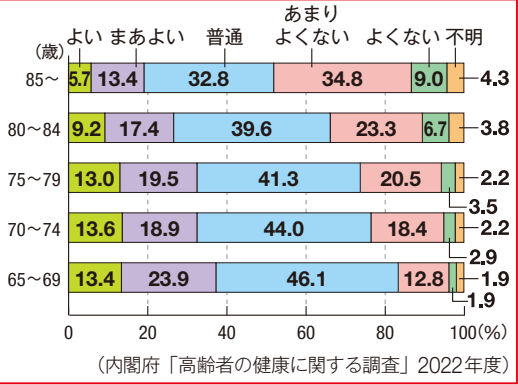
22 81 ③

③ 高齢者の現在の健康状態



(内閣府「高齢者の健康に関する調査」2017年度)

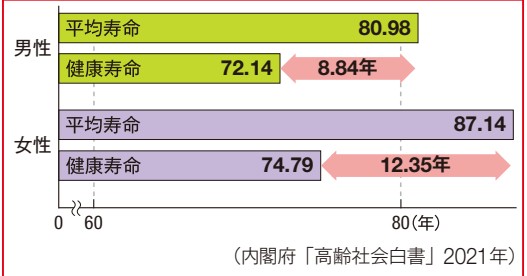
③ 高齢者の現在の健康状態



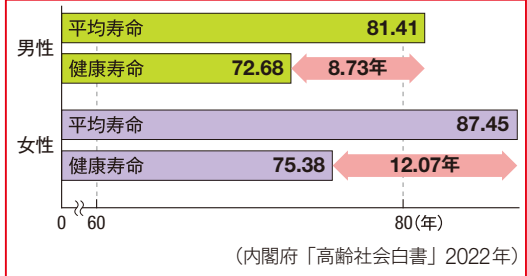
(内閣府「高齢者の健康に関する調査」2022年度)

23 81 ⑤

⑤ 平均寿命と健康寿命の比較 (2016年)

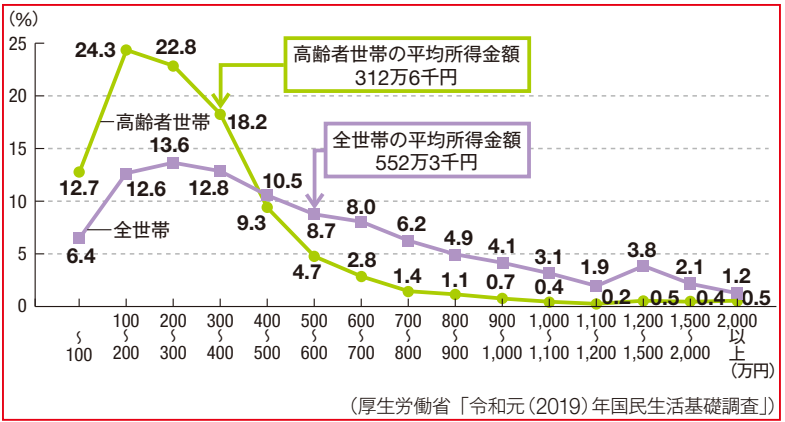


⑤ 平均寿命と健康寿命の比較 (2019年)

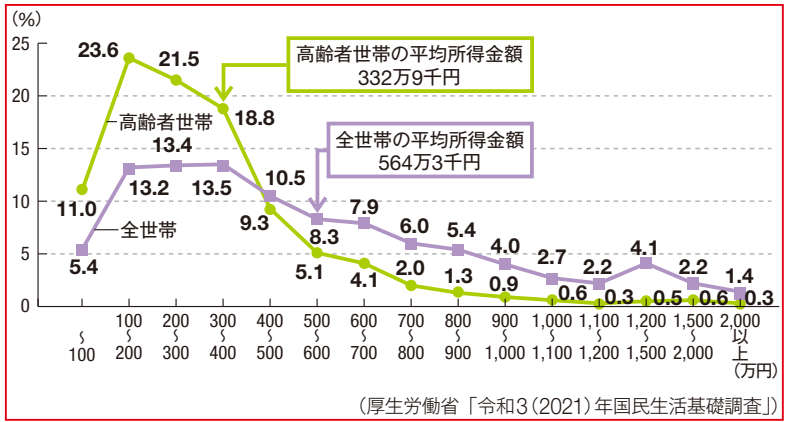


24 82 ③

③ 高齢者世帯と全世帯の所得分布

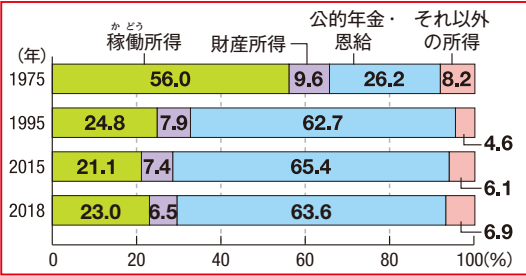


③ 高齢者世帯と全世帯の所得分布



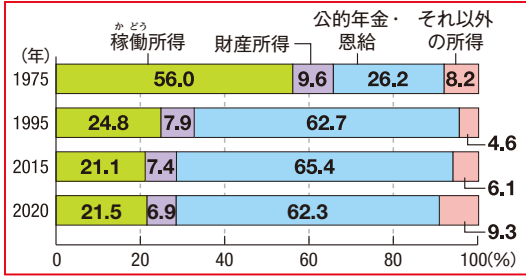
25 83 ④

④ 高齢者世帯の所得の種類別割合



(厚生労働省「国民生活基礎調査」)

④ 高齢者世帯の所得の種類別割合



(厚生労働省「国民生活基礎調査」)

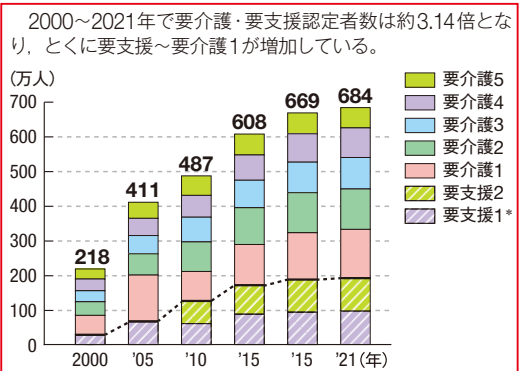
26 84 17

2005年には^{かいごよぼうきゅうふ}介護予防給付が追加され、介護予防が重視される

2006年には^{かいごよぼうきゅうふ}介護予防給付が追加され、介護予防が重視される

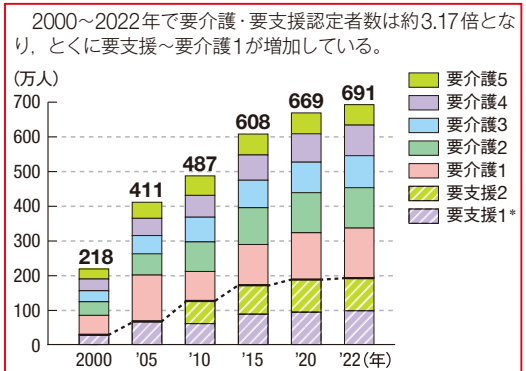
27 90 ①

① 要介護度別認定者数の推移



* 2005年までは「要支援」の値。
(厚生労働省「介護保険事業状況報告」)

① 要介護度別認定者数の推移



* 2005年までは「要支援」の値。
(厚生労働省「介護保険事業状況報告」)

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
28	97	③	<p>③ 国民負担率*1の国際比較</p> <p>国民負担率</p> <p>(%)</p> <p>70 60 50 40 30 20 10 0 -10 -20</p> <p>国民所得比</p> <p>■ 社会保障負担率 ■ 租税負担率 ■ 財政赤字対国民所得比</p> <p>日本 (2022年度見通し) アメリカ (2019年) フランス (2019年)</p> <p>18.7 8.5 23.9</p> <p>27.8 23.9 43.1</p> <p>-10.3 -8.3 -4.4</p> <p>潜在的な国民負担率</p> <p>*1 国民負担率=租税負担率+社会保障負担率 *2 潜在的な国民負担率=国民負担率+財政赤字対国民所得比 (財務省資料)</p>	<p>③ 国民負担率*1の国際比較</p> <p>対国民所得比</p> <p>(%)</p> <p>70 60 50 40 30 20 10 0 -10 -20</p> <p>国民所得比</p> <p>■ 社会保障負担率 ■ 租税負担率 ■ 財政赤字対国民所得比</p> <p>日本 アメリカ フランス</p> <p>19.8 8.5 24.9</p> <p>28.2 23.8 45.0</p> <p>-15.0 -18.5 -13.2</p> <p>潜在的な国民負担率</p> <p>*1 国民負担率=租税負担率+社会保障負担率 *2 潜在的な国民負担率=国民負担率+財政赤字対国民所得比 (注)2020年の値。 (財務省資料)</p>
29	109	18-22	<p>食料消費支出に占める外食費の割合は、経済状況に大きく影響を受け、<u>1991～93年の</u>いわゆるバブル景気の時期に4割弱となり、その後少し減じているが、食費のおよそ1/3を占めている。近年は、<u>中食費が増加し続け、外食費に中食費を加えた「外部化率」</u>は、2020年には約36%を占める。</p>	<p>食料消費支出に占める外食費の割合は、経済状況に大きな影響を受け、いわゆるバブル景気であった1990年頃に40%近くまで上昇した。2020年以降は、<u>コロナ禍の外出自粛によって約25%まで低下している。近年は中食費の割合が増加し、中食率が10%を超えた。</u></p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文																																																																
	ページ	行																																																																		
30	109	③	<p>③ 外食率と食の外部化率の推移</p> <table border="1"> <caption>食の外部化率と外食率の推移 (1975-2020)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>外食率 (%)</th> <th>食の外部化率 (%)</th> <th>食の中食率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1975</td><td>27.8</td><td>28.4</td><td>27.8</td></tr> <tr><td>'85</td><td>33.5</td><td>35.4</td><td>33.5</td></tr> <tr><td>'95</td><td>37.3</td><td>41.6</td><td>37.3</td></tr> <tr><td>2005</td><td>36.3</td><td>44.5</td><td>36.3</td></tr> <tr><td>'10</td><td>34.8</td><td>43.2</td><td>34.8</td></tr> <tr><td>'15</td><td>34.4</td><td>43.3</td><td>34.4</td></tr> <tr><td>'1920</td><td>34.0</td><td>43.3</td><td>26.0</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 外食率：食料消費支出に占める外食の割合 食の外部化率：外食率に中食の支出割合を加えたもの ((公財)食の安全・安心財団資料)</p>	年	外食率 (%)	食の外部化率 (%)	食の中食率 (%)	1975	27.8	28.4	27.8	'85	33.5	35.4	33.5	'95	37.3	41.6	37.3	2005	36.3	44.5	36.3	'10	34.8	43.2	34.8	'15	34.4	43.3	34.4	'1920	34.0	43.3	26.0	<p>③ 外食率と食の外部化率の推移</p> <table border="1"> <caption>食の外部化率と外食率の推移 (1975-2021)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>外食率 (%)</th> <th>食の外部化率 (%)</th> <th>食の中食率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1975</td><td>27.8</td><td>28.4</td><td>27.8</td></tr> <tr><td>'85</td><td>33.5</td><td>35.4</td><td>33.5</td></tr> <tr><td>'95</td><td>37.3</td><td>41.6</td><td>37.3</td></tr> <tr><td>2005</td><td>36.3</td><td>44.5</td><td>36.3</td></tr> <tr><td>'10</td><td>34.8</td><td>43.2</td><td>34.8</td></tr> <tr><td>'15</td><td>34.4</td><td>43.3</td><td>34.4</td></tr> <tr><td>'192021</td><td>34.0</td><td>43.3</td><td>25.1</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 外食率：食料消費支出に占める外食の割合 食の外部化率：外食率に中食の支出割合を加えたもの ((公財)食の安全・安心財団資料)</p>	年	外食率 (%)	食の外部化率 (%)	食の中食率 (%)	1975	27.8	28.4	27.8	'85	33.5	35.4	33.5	'95	37.3	41.6	37.3	2005	36.3	44.5	36.3	'10	34.8	43.2	34.8	'15	34.4	43.3	34.4	'192021	34.0	43.3	25.1
年	外食率 (%)	食の外部化率 (%)	食の中食率 (%)																																																																	
1975	27.8	28.4	27.8																																																																	
'85	33.5	35.4	33.5																																																																	
'95	37.3	41.6	37.3																																																																	
2005	36.3	44.5	36.3																																																																	
'10	34.8	43.2	34.8																																																																	
'15	34.4	43.3	34.4																																																																	
'1920	34.0	43.3	26.0																																																																	
年	外食率 (%)	食の外部化率 (%)	食の中食率 (%)																																																																	
1975	27.8	28.4	27.8																																																																	
'85	33.5	35.4	33.5																																																																	
'95	37.3	41.6	37.3																																																																	
2005	36.3	44.5	36.3																																																																	
'10	34.8	43.2	34.8																																																																	
'15	34.4	43.3	34.4																																																																	
'192021	34.0	43.3	25.1																																																																	

番号	訂正箇所		原 文				
	ページ	行					
31	120	②	脂溶性	ビタミンA 発育促進 皮膚，粘膜の保護 視力調節	発育障害 皮膚乾燥・角膜乾燥症 暗順応低下・夜盲症	(慢性中毒として) 皮膚あれ・脱毛・筋肉痛	レバー・バター・ 卵黄・緑黄色野菜
				ビタミンE 体内の脂質の酸化防止・老化防止	(不明)	—	植物性油脂・種実
				ビタミンD カルシウムやリンの吸収を調節	骨軟化症(成人)・くる病(乳幼児)	高カルシウム血症・腎 ^{じん} 障害	魚類・卵黄・きのこ
				ビタミンK 血液凝固 ^{けつごう}	血液の凝固不良・内出血(新生児)	—	緑黄色野菜・納豆

番号 訂正箇所
ページ 行


訂 正 文

脂溶性	ビタミンA	発育促進 皮膚, 粘膜の保護 視力調節	発育障害 皮膚乾燥・角膜乾燥症 暗順応低下・夜盲症	(慢性中毒として) 皮膚あれ・脱毛・筋肉痛	レバー・バター・ 卵黄・緑黄色野菜
	ビタミンD	カルシウムやリンの吸収を調節	骨軟化症(成人)・くる病(乳幼児)	高カルシウム血症・腎障害	魚類・卵黄・きのこ
	ビタミンE	体内の脂質の酸化防止・老化防止	(不明)	—	植物性油脂・種実
	ビタミンK	血液凝固	血液の凝固不良・内出血(新生児)	—	緑黄色野菜・納豆

番号	訂正箇所		原文					
	ページ	行						
32	120	②	水溶性 B群	ビタミンB ₁₂	たんぱく質・核酸代謝に関係	巨赤芽球性貧血(悪性貧血)	—	肉類・魚介類・卵
				ナイアシン	糖質、脂質、たんぱく質の代謝に関係	<u>食欲不振・皮膚炎・ペラグラ</u>	—	レバー・食肉・魚類

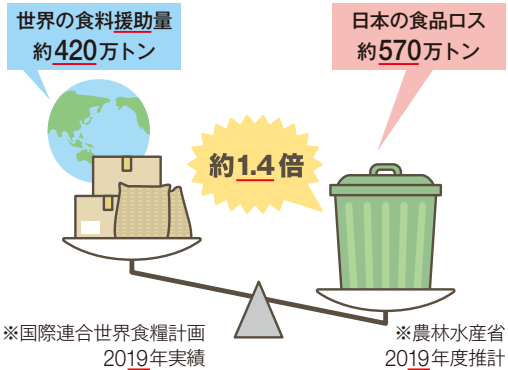
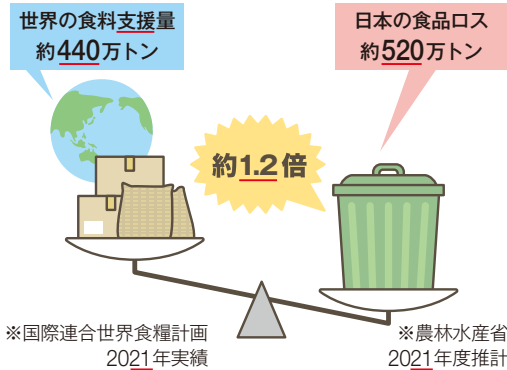
訂 正 文

番号	訂正箇所													
	ページ	行												
			<table border="1"><tr><td rowspan="2">水溶性 B群</td><td>ビタミンB₁₂</td><td>たんぱく質・核酸代謝に関係</td><td>巨赤芽球性貧血(悪性貧血)</td><td>—</td><td>肉類・魚介類・卵</td></tr><tr><td>ナイアシン</td><td>糖質, 脂質, たんぱく質の代謝に関係</td><td><u>ペラグラ(皮膚炎・下痢・認知症)</u></td><td>—</td><td>レバー・食肉・魚類</td></tr></table>	水溶性 B群	ビタミンB ₁₂	たんぱく質・核酸代謝に関係	巨赤芽球性貧血(悪性貧血)	—	肉類・魚介類・卵	ナイアシン	糖質, 脂質, たんぱく質の代謝に関係	<u>ペラグラ(皮膚炎・下痢・認知症)</u>	—	レバー・食肉・魚類
水溶性 B群	ビタミンB ₁₂	たんぱく質・核酸代謝に関係	巨赤芽球性貧血(悪性貧血)		—	肉類・魚介類・卵								
	ナイアシン	糖質, 脂質, たんぱく質の代謝に関係	<u>ペラグラ(皮膚炎・下痢・認知症)</u>	—	レバー・食肉・魚類									

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
33	123	⑥	消費期限 製造後劣化が速い食品(おおむね5日以内)に付けられ、年月日で表示。総菜、弁当など。	消費期限 製造後劣化が早い食品(おおむね5日以内)に付けられ、年月日で表示。総菜、弁当など。
34	125	9 側注②	<p>要である。そのため、アレルギーを起こしやすい<u>7</u>品目を原材料</p> <p>②表示が義務である<u>7</u>品目：小麦、そば、卵、乳、らっかせい(ピーナッツ)、えび、かに</p> <p>アレルギー表示の例 削除</p>  <p>表示が推奨される<u>21</u>品目：あわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・<u>くるみ</u> 削除・さけ・さば・だいず・とり肉・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン・バナナ・ごま・カシューナッツ・アーモンド</p> <p>③一律基準 食品衛生法で定める「人の健康を損なうおそれのない量」のことで、0.01ppmと設定されている。</p> <p>④ポストハーベスト農薬 収穫後に保存や輸送中のかびの繁殖などを防止するために使用される農薬のこと。日本では禁止されている。</p>	<p>要である。そのため、アレルギーを起こしやすい<u>8</u>品目を原材料</p> <p>②表示が義務である<u>8</u>品目：小麦、そば、卵、乳、らっかせい(ピーナッツ)、えび、かに、<u>くるみ</u>*</p> <p>*2023年3月に表示が義務化されたが、2025年3月31日までに製造・加工される食品などについては、従前の規定による表示が認められている。</p> <p>表示が推奨される<u>20</u>品目：あわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・さけ・さば・だいず・とり肉・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン・バナナ・ごま・カシューナッツ・アーモンド</p> <p>③一律基準 食品衛生法で定める「人の健康を損なうおそれのない量」のことで、0.01ppmと設定されている。</p> <p>④ポストハーベスト農薬 収穫後に保存や輸送中のかびの繁殖などを防止するために使用される農薬のこと。日本では禁止されている。</p>
35	148	上	<u>蚕</u> =卵,	<u>蚕</u> =卵,

番号	訂正箇所		原文
	ページ	行	
36	154	脚注	<p><u>クッキング自給率(こくさんと学ぶ料理自給率計算ソフト)</u> 日本の自給率は年々下がり, ついに危険域の40%以下に落ち込んだ。農林水産省のウェブサイトにある「クッキング自給率」のソフトを使って, 自分の食事について自給率を算出することができる。</p>

番号	訂正箇所		訂 正 文
	ページ	行	
			<p><u>自給率計算</u> 近年の日本の自給率は、40%を下回っている。農林水産省の「やってみよう！自給率計算」というウェブページより、計算ソフトを使って、料理に使用されている食材の種類と量から、自分の食事について自給率を算出することができる。</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
37	156	4-8	<p>日本は、食料自給率がきわめて低いにもかかわらず、年間約2,510万トン（2019年度推計）の「食品由来の廃棄物等」がある。それらの中で、食べられるのに廃棄されている食品を食品ロス^①という。日本の食品ロスは、食品関連事業者のほうが一般家庭よりやや多く、年間約570万トンと推定され、世界全体の食料援助量の約1.4倍にあたる。現在、食品ロスを削減するために、食品業界における消費期限、賞味期限の科学的根拠に基づいた設定、納</p> <p>① 食品ロス</p>  <p>※国際連合世界食糧計画 2019年実績</p> <p>※農林水産省 2019年度推計</p>	<p>日本は、食料自給率がきわめて低いにもかかわらず、年間約2,400万トン（2021年度推計）の「食品由来の廃棄物等」がある。それらの中で、食べられるのに廃棄されている食品を食品ロス^①という。日本の食品ロスは、食品関連事業者のほうが一般家庭よりやや多く、年間約520万トンと推定され、世界全体の食料支援量の約1.2倍にあたる。現在、食品ロスを削減するために、食品業界における消費期限、賞味期限の科学的根拠に基づいた設定、納</p> <p>① 食品ロス</p>  <p>※国際連合世界食糧計画 2021年実績</p> <p>※農林水産省 2021年度推計</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
38	162	側注①	<p>①被服気候 体幹部の皮膚面において快適と感じる被服最内空気層の温度・湿度は、$32\pm 1^{\circ}\text{C}$、$50\pm 10\%$である。</p> <p>②熱伝導率 熱の伝えやすさをいい、空気を1とすると、綿3.3、羊毛1.7、水23.3、銅16,800である。(島崎恒蔵「衣服材料の科学(第3版)」)</p>	<p>①被服気候 体幹部の皮膚面において快適と感じる被服最内空気層の温度・湿度は、$32\pm 1^{\circ}\text{C}$、<u>60%以下</u>である。(田村照子「衣環境の科学」)</p> <p>②熱伝導率 熱の伝えやすさをいい、空気を1とすると、綿3.3、羊毛1.7、水23.3、銅16,800である。(島崎恒蔵「衣服材料の科学(第3版)」)</p>
		②	<p>② 特殊な被服の例</p>  <p>消防服は、燃えにくく熱に強い布で作られ、着脱しやすく動きやすい形に工夫されている。</p>	<p>② 特殊な被服の例</p>  <p>消防服は、燃えにくく熱に強い布で作られ、着脱しやすく動きやすい形に工夫されている。</p>

39 167 ③

サイズ表示 (JIS)

●成人女子用ドレスの場合

サイズ絵表示 寸法列記表示

サイズ
バスト 83
ヒップ 91
身長 158

9AR

バストの 体型を 身長を
分類番号 示す記号 示す記号

バスト		体型	ヒップの大きさ
番号	寸法 (cm)		
3	74	Y	A体型より4cm小さい
5	77	AB	A体型より4cm大きい
7	80	B	A体型より8cm大きい
9	83	身長	
11	86	記号	寸法 (cm)
13	89		
15	92	PP	142
17	96	P	150
19	100	R	158
		T	166

●成人男子用ジャケットの場合

サイズ絵表示 寸法列記表示

サイズ
チェスト 92
ウエスト 80
身長 165

92A4

チェスト 体型を 身長を
寸法 示す記号 示す番号

チェスト		身長	
体型の記号	ウエストとの寸法差 (cm)	番号	寸法 (cm)
J	20	3	160
JY	18	4	165
Y	16	5	170
YA	14	6	175
A	12	7	180
AB	10	8	185
B	8	9	190
BB	6		
BE	4		
E	0		

サイズ表示 (JIS)

●成人女子用ドレスの場合

サイズ表示の例

サイズ
バスト 83
ヒップ 91
身長 158

⑨R

バストを 身長を
示す番号 示す記号

バスト		身長	
番号	寸法 (cm)	記号	寸法 (cm)
3	74	PP	142
5	77	P	150
7	80	R	158
9	83	T	166
11	86		
13	89		
15	92		
17	96		
19	100		

●成人男子用ジャケットの場合

サイズ表示の例

サイズ
チェスト 92
ウエスト 80
身長 165

⑨2A④

チェスト 体型を 身長を
寸法 示す記号 示す番号

チェスト		身長	
体型の記号	ウエストとの寸法差 (cm)	番号	寸法 (cm)
J	20	3	160
JY	18	4	165
Y	16	5	170
YA	14	6	175
A	12	7	180
AB	10	8	185
B	8	9	190
BB	6		
BE	4		
E	0		

(注)このほか、男女兼用サイズが新たに追加された。

番号	訂正箇所		原文
	ページ	行	
40	210	脚注	<p><u>住宅用火災警報器の設置義務</u> 2006年に消防法が改正され、全ての住宅の寝室と階段に、火災警報器の設置が義務付けられた。<u>地域によっては台所や全ての居室にも設置しなければならない。</u>あなたの家には火災警報器があるだろうか。確認してみよう。</p>

番号	訂正箇所		訂 正 文
	ページ	行	
			<p>住宅用火災警報器の設置義務 <u>2004年の消防法の改正により</u>、<u>全ての住宅で火災警報器の設置が義務付けられ</u>、<u>2011年6月には各市町村の条例に基づき</u>、<u>すべての市町村において施行された。</u>あなたの家には火災警報器があるだろうか。確認してみよう。</p>

42 217 8 み上げるログハウスや木造の住居が、石材が豊富で地震が少ない

み上げるログハウスや木造の住居が、石材が豊富で地震が少ない

43 220 ② ② 人口千人あたりの新設住宅着工戸数

年	日本	アメリカ	フランス	イギリス
1996	13.5	5.5	5.5	3.0
1998	9.5	5.5	5.5	3.5
2000	9.8	5.8	5.8	3.5
2002	9.2	5.8	5.8	3.5
2004	9.5	6.5	6.5	3.8
2006	10.2	8.0	6.0	3.8
2008	8.5	6.5	2.0	3.5
2010	6.5	6.0	2.0	2.5
2012	6.8	5.5	2.5	2.5
2014	7.0	5.0	3.0	2.5
2016	7.5	5.5	3.5	2.8
2018	7.2	6.2	3.8	3.0
2019	7.2	6.2	3.9	3.0

(1) ②: 国土交通省「住宅経済関連データ」

② ② 人口千人あたりの新設住宅着工戸数

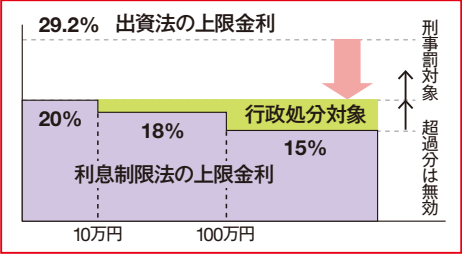
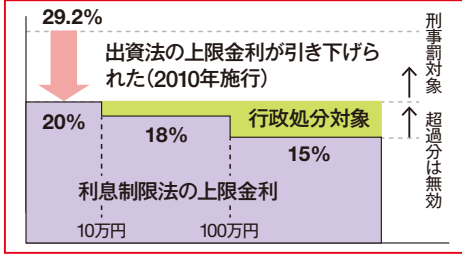


年	日本	アメリカ	フランス	イギリス
1996	13.5	5.5	5.5	3.0
1998	9.5	5.5	5.5	3.5
2000	9.8	5.8	5.8	3.5
2002	9.2	5.8	5.8	3.5
2004	9.5	6.5	6.5	3.8
2006	10.2	8.0	6.0	3.8
2008	8.5	6.5	2.0	3.5
2010	6.5	6.0	2.0	2.5
2012	6.8	5.5	2.5	2.5
2014	7.0	5.0	3.0	2.5
2016	7.5	5.5	3.5	2.8
2018	7.2	6.2	3.8	3.0
2020	6.5	5.4	4.2	2.8

(1) ②: 国土交通省「住宅経済関連データ」

番号	訂正箇所		原文	訂正文																																												
	ページ	行																																														
44	221	⑥	<p>⑥ 産業廃棄物の業種別排出量(%)</p> <table border="1"> <caption>令和元年度計 385,955 千トン/年</caption> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>排出量 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>建設業</td><td>20.7</td></tr> <tr><td>電気・ガス・熱供給・水道業</td><td>26.2</td></tr> <tr><td>農業、林業</td><td>21.1</td></tr> <tr><td>その他の業種</td><td>7.0</td></tr> <tr><td>鉄鋼業</td><td>6.7</td></tr> <tr><td>パルプ・紙・紙加工品製造業</td><td>8.7</td></tr> <tr><td>窯業・土石製品製造業</td><td>2.6</td></tr> <tr><td>化学工業</td><td>2.6</td></tr> <tr><td>食料品製造業</td><td>2.4</td></tr> <tr><td>鉱業</td><td>2.0</td></tr> </tbody> </table> <p>(環境省「産業廃棄物の排出及び処理状況等(令和元(2019)年度実績)について」)</p>	業種	排出量 (%)	建設業	20.7	電気・ガス・熱供給・水道業	26.2	農業、林業	21.1	その他の業種	7.0	鉄鋼業	6.7	パルプ・紙・紙加工品製造業	8.7	窯業・土石製品製造業	2.6	化学工業	2.6	食料品製造業	2.4	鉱業	2.0	<p>⑥ 産業廃棄物の業種別排出量(%)</p> <table border="1"> <caption>令和2年度計 373,818 千トン/年</caption> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>排出量 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>建設業</td><td>20.9</td></tr> <tr><td>電気・ガス・熱供給・水道業</td><td>26.6</td></tr> <tr><td>農業、林業</td><td>22.0</td></tr> <tr><td>その他の業種</td><td>7.0</td></tr> <tr><td>鉄鋼業</td><td>5.7</td></tr> <tr><td>パルプ・紙・紙加工品製造業</td><td>8.2</td></tr> <tr><td>窯業・土石製品製造業</td><td>2.6</td></tr> <tr><td>化学工業</td><td>2.4</td></tr> <tr><td>食料品製造業</td><td>2.4</td></tr> <tr><td>鉱業</td><td>2.2</td></tr> </tbody> </table> <p>(環境省「産業廃棄物の排出及び処理状況等(令和2(2020)年度実績)について」)</p>	業種	排出量 (%)	建設業	20.9	電気・ガス・熱供給・水道業	26.6	農業、林業	22.0	その他の業種	7.0	鉄鋼業	5.7	パルプ・紙・紙加工品製造業	8.2	窯業・土石製品製造業	2.6	化学工業	2.4	食料品製造業	2.4	鉱業	2.2
業種	排出量 (%)																																															
建設業	20.7																																															
電気・ガス・熱供給・水道業	26.2																																															
農業、林業	21.1																																															
その他の業種	7.0																																															
鉄鋼業	6.7																																															
パルプ・紙・紙加工品製造業	8.7																																															
窯業・土石製品製造業	2.6																																															
化学工業	2.6																																															
食料品製造業	2.4																																															
鉱業	2.0																																															
業種	排出量 (%)																																															
建設業	20.9																																															
電気・ガス・熱供給・水道業	26.6																																															
農業、林業	22.0																																															
その他の業種	7.0																																															
鉄鋼業	5.7																																															
パルプ・紙・紙加工品製造業	8.2																																															
窯業・土石製品製造業	2.6																																															
化学工業	2.4																																															
食料品製造業	2.4																																															
鉱業	2.2																																															
45	224	Column	<p>1階 カフェ 児童発達支援事業所 <u>ネイルサロン</u> <u>ヘアサロン</u> クリーニング店 <u>コンビニエンスストア</u> <u>パティオ</u> <u>トランクルーム</u> 削除</p>	<p>2023年7月の館内概要 1階 カフェ 児童発達支援事業所 クリーニング店 <u>パティオ</u> <u>トランクルーム</u> <u>デイサービス</u> <u>美容室</u></p>																																												

番号	訂正箇所		原文	訂正文																																																																														
	ページ	行																																																																																
46	232	①	<p>① 商品やサービスを購入する際に重視すること</p> <table border="1"> <caption>重視する要因の割合 (%)</caption> <thead> <tr> <th>要因</th> <th>全体 (%)</th> <th>10歳代後半 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>品質・性能のよさ</td><td>90</td><td>90</td></tr> <tr><td>価格の安さ</td><td>85</td><td>85</td></tr> <tr><td>見た目・デザイン</td><td>75</td><td>80</td></tr> <tr><td>コストパフォーマンス (費用対効果)</td><td>75</td><td>80</td></tr> <tr><td>口コミや評価</td><td>65</td><td>70</td></tr> <tr><td>使い慣れた商品・サービスであること</td><td>65</td><td>65</td></tr> <tr><td>新品であること (中古品でない)</td><td>60</td><td>60</td></tr> <tr><td>アフターサービスや補償の充実</td><td>60</td><td>40</td></tr> <tr><td>有名ブランド・メーカーであること</td><td>35</td><td>35</td></tr> <tr><td>流行や話題性</td><td>25</td><td>40</td></tr> <tr><td>環境問題・社会課題の解決への貢献</td><td>25</td><td>20</td></tr> <tr><td>周りの人と違う／个性的であること</td><td>20</td><td>20</td></tr> </tbody> </table> <p>(注)「とても重視している」「ある程度重視している」の合計。 (消費者庁「消費者意識基本調査」2021年)</p>	要因	全体 (%)	10歳代後半 (%)	品質・性能のよさ	90	90	価格の安さ	85	85	見た目・デザイン	75	80	コストパフォーマンス (費用対効果)	75	80	口コミや評価	65	70	使い慣れた商品・サービスであること	65	65	新品であること (中古品でない)	60	60	アフターサービスや補償の充実	60	40	有名ブランド・メーカーであること	35	35	流行や話題性	25	40	環境問題・社会課題の解決への貢献	25	20	周りの人と違う／个性的であること	20	20	<p>① 商品やサービスを購入する際に重視すること</p> <table border="1"> <caption>重視する要因の割合 (%)</caption> <thead> <tr> <th>要因</th> <th>全体 (%)</th> <th>10歳代後半 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>品質・性能のよさ</td><td>90</td><td>90</td></tr> <tr><td>価格の安さ</td><td>85</td><td>85</td></tr> <tr><td>見た目・デザイン</td><td>75</td><td>80</td></tr> <tr><td>コストパフォーマンス (費用対効果)</td><td>75</td><td>80</td></tr> <tr><td>口コミや評価</td><td>65</td><td>70</td></tr> <tr><td>使い慣れた商品・サービスであること</td><td>65</td><td>65</td></tr> <tr><td>新品であること (中古品でない)</td><td>60</td><td>60</td></tr> <tr><td>アフターサービスや保証の充実</td><td>60</td><td>40</td></tr> <tr><td>有名ブランド・メーカーであること</td><td>35</td><td>35</td></tr> <tr><td>流行や話題性</td><td>25</td><td>40</td></tr> <tr><td>環境問題・社会課題の解決への貢献</td><td>25</td><td>20</td></tr> <tr><td>周りの人と違う／个性的であること</td><td>20</td><td>20</td></tr> </tbody> </table> <p>(注)「とても重視している」「ある程度重視している」の合計。 (消費者庁「消費者意識基本調査」2021年)</p>	要因	全体 (%)	10歳代後半 (%)	品質・性能のよさ	90	90	価格の安さ	85	85	見た目・デザイン	75	80	コストパフォーマンス (費用対効果)	75	80	口コミや評価	65	70	使い慣れた商品・サービスであること	65	65	新品であること (中古品でない)	60	60	アフターサービスや保証の充実	60	40	有名ブランド・メーカーであること	35	35	流行や話題性	25	40	環境問題・社会課題の解決への貢献	25	20	周りの人と違う／个性的であること	20	20
要因	全体 (%)	10歳代後半 (%)																																																																																
品質・性能のよさ	90	90																																																																																
価格の安さ	85	85																																																																																
見た目・デザイン	75	80																																																																																
コストパフォーマンス (費用対効果)	75	80																																																																																
口コミや評価	65	70																																																																																
使い慣れた商品・サービスであること	65	65																																																																																
新品であること (中古品でない)	60	60																																																																																
アフターサービスや補償の充実	60	40																																																																																
有名ブランド・メーカーであること	35	35																																																																																
流行や話題性	25	40																																																																																
環境問題・社会課題の解決への貢献	25	20																																																																																
周りの人と違う／个性的であること	20	20																																																																																
要因	全体 (%)	10歳代後半 (%)																																																																																
品質・性能のよさ	90	90																																																																																
価格の安さ	85	85																																																																																
見た目・デザイン	75	80																																																																																
コストパフォーマンス (費用対効果)	75	80																																																																																
口コミや評価	65	70																																																																																
使い慣れた商品・サービスであること	65	65																																																																																
新品であること (中古品でない)	60	60																																																																																
アフターサービスや保証の充実	60	40																																																																																
有名ブランド・メーカーであること	35	35																																																																																
流行や話題性	25	40																																																																																
環境問題・社会課題の解決への貢献	25	20																																																																																
周りの人と違う／个性的であること	20	20																																																																																
47	238	TRY	<p>▶ クーリング・オフの通知書を送る</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 契約書面を受け取った日を含め、8日以内に書面で通知を発信する。クーリング・オフ妨害があったときは、8日を過ぎてもクーリング・オフが可能。両面をコピーし、控えを5年間は保管する。 ● 個別クレジット契約のときは、クレジットカード会社と販売会社へ同時に通知書を郵送する。 ● 契約年月日、商品名、契約金額、販売会社・担当者名、書面(はがき)を作成した日にちを記載し、発信の記録が残る方法(特定記録郵便や簡易書留)で郵送する。 <p>(国民生活センター「2022年版 暮らしの豆知識」より作成)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">通知書</p> <p>次の契約を解除します。</p> <p>契約年月日 令和〇〇年〇月〇日 商品名 〇〇〇〇 契約金額 〇〇〇〇〇〇円 販売会社 株式会社××× <input type="checkbox"/>営業所 担当者 ▲▲▲▲</p> <p>支払った代金〇〇〇〇円を返し、商品を引き取ってください。</p> <p>令和〇〇年〇月〇日 〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 氏名 〇〇〇〇</p> </div>	<p>▶ クーリング・オフの通知書を送る(はがきや電子メール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 契約書面を受け取った日を含め、8日以内に書面で通知を発信する。クーリング・オフ妨害があったときは、8日を過ぎてもクーリング・オフが可能。<u>はがきの場合は両面をコピー、メールの場合は送信メールを保存するなど控えを5年間は保管する。</u> ● 個別クレジット契約のときは、クレジットカード会社と販売会社へ同時に通知書を送る。 ● 契約年月日、商品名、契約金額、販売会社・担当者名、<u>通知書を作成した日にちを記載し、発信の記録が残る方法で送る(郵送の場合は、特定記録郵便や簡易書留)。</u> <p>(国民生活センター「2023年版 暮らしの豆知識」より作成)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">通知書</p> <p>次の契約を解除します。</p> <p>契約年月日 令和〇〇年〇月〇日 商品名 〇〇〇〇 契約金額 〇〇〇〇〇〇円 販売会社 株式会社××× <input type="checkbox"/>営業所 担当者 ▲▲▲▲</p> <p>支払った代金〇〇〇〇円を返し、商品を引き取ってください。</p> <p>令和〇〇年〇月〇日 〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 氏名 〇〇〇〇</p> </div>																																																																														

番号	訂正箇所		原文	訂正文																																														
	ページ	行																																																
48	245	③	<p>毎月の労働時間の変動に応じた金額が支給される。⁵⁸</p> <p>*1 控除のうち、労働組合費は法定ではない。</p> <p>*2 パートやアルバイトで労働時間が正社員の3/4未満でも、次の要件を満たした場合には加入する。⁵⁸①従業員が101人以上(労使合意の場合は100人以下も可)、国・地方公共団体に属する事業所の労働者。②労働時間が週20時間以上。③賃金が月額88,000円以上。④雇用期間が2か月以上(見込み)。⑤学生でない。なお、雇用保険は雇用期間が31日以上(見込み)かつ週20時間以上の労働者が加入する。</p>	<p>毎月の労働時間の変動に応じた金額が支給される。⁵⁸</p> <p>*1 控除のうち、労働組合費は法定ではない。</p> <p>*2 パートやアルバイトで週労働時間が正社員の3/4未満でも、⁵⁸次の要件を満たす場合には加入する。①従業員が101人以上(労使合意の場合は100人以下も可)、国・地方公共団体に属する事業所の労働者(2024年10月から⁴⁸51人以上に改正)。②労働時間が週20時間以上。③賃金が月額88,000円以上。④雇用期間が2か月以上(見込み)。⑤学生でない。なお、雇用保険は雇用期間が31日以上(見込み)かつ週20時間以上の労働者が加入する。</p>																																														
58	245	③	<p>支給額 8,080</p> <p>控除額 0</p> <p>8,080</p>	<p>支給額 8,080</p> <p>控除額 0</p> <p>8,080</p>																																														
49	246	②	<p>② 子どもの教育費(年間、1人あたり)</p> <p>① 幼稚園～高等学校 (円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>幼稚園</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>高等学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立</td> <td>223,647</td> <td>321,281</td> <td>488,397</td> <td>457,380</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>527,916</td> <td>1,598,691</td> <td>1,406,433</td> <td>969,911</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 学校教育費と学校給食費、学校外活動費の合計。 (文部科学省「平成30(2018)年度 子供の学習費調査」)</p> <p>② 大学 (円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国立</th> <th>私立(文系)</th> <th>私立(理系)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>817,800</td> <td>1,166,922</td> <td>1,544,962</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 国立大学は標準額における授業料と入学金の合計、私立大学は初年度納入の授業料、入学金、施設設備費の合計。 (「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」, 文部科学省「平成30(2018)年度 私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額(定員1人あたり)の調査結果について」)</p>		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	公立	223,647	321,281	488,397	457,380	私立	527,916	1,598,691	1,406,433	969,911		国立	私立(文系)	私立(理系)		817,800	1,166,922	1,544,962	<p>② 子どもの教育費(年間、1人あたり)</p> <p>① 幼稚園～高等学校 (円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>幼稚園</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>高等学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立</td> <td>165,126</td> <td>352,566</td> <td>538,799</td> <td>512,971</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>308,909</td> <td>1,666,949</td> <td>1,436,353</td> <td>1,054,444</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 学校教育費と学校給食費、学校外活動費の合計。 (文部科学省「令和3(2021)年度 子供の学習費調査」)</p> <p>② 大学 (円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国立</th> <th>私立(文系)</th> <th>私立(理系)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>817,800</td> <td>1,188,991</td> <td>1,566,262</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 国立大学は標準額における授業料と入学金の合計、私立大学は初年度納入の授業料、入学金、施設設備費の合計。 (「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」, 文部科学省「令和3(2021)年度 私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額(定員1人あたり)の調査結果について」)</p>		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	公立	165,126	352,566	538,799	512,971	私立	308,909	1,666,949	1,436,353	1,054,444		国立	私立(文系)	私立(理系)		817,800	1,188,991	1,566,262
	幼稚園	小学校	中学校	高等学校																																														
公立	223,647	321,281	488,397	457,380																																														
私立	527,916	1,598,691	1,406,433	969,911																																														
	国立	私立(文系)	私立(理系)																																															
	817,800	1,166,922	1,544,962																																															
	幼稚園	小学校	中学校	高等学校																																														
公立	165,126	352,566	538,799	512,971																																														
私立	308,909	1,666,949	1,436,353	1,054,444																																														
	国立	私立(文系)	私立(理系)																																															
	817,800	1,188,991	1,566,262																																															
50	247	25-26	<p>の平均貯蓄額は増加している一方で、貯蓄の全くない世帯は夫婦世帯の約2割、単身世帯の約3割で増加傾向にあり、二極化している。 削除</p>	<p>の平均貯蓄額は増加している。貯蓄の全くない世帯は夫婦世帯の約2割、単身世帯の約3割であり、二極化している。</p>																																														

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
51	249	③	<p>③ 金利の上限</p> <p>利息制限法と出資法により、貸金業者が貸付を行う際の金利には、貸付金額に応じた上限が定められている。これを超える利息は違法であり、無効である。なお、返済が遅れた場合の遅延損害金は、年20%が上限である。</p> 	<p>③ 金利の上限</p> <p>利息制限法と出資法により、貸金業者が貸付を行う際の金利には、貸付金額に応じた上限が定められている。これを超える利息は違法であり、無効である。なお、返済が遅れた場合の遅延損害金は、年20%が上限である。</p> 
52	249	6	<p>高い金利でしか借りられなくなり、複数の業者からお金を借りて借金の返済に追われ、返済不能になる状況を多重債務という。</p> <p>借りたお金を返すのは当然のことである。しかし、当初借りた</p>	<p>高い金利でしか借りられなくなり、複数の業者からお金を借りて借金の返済に追われる状況を多重債務といい、返済不能に陥る。</p> <p>借りたお金を返すのは当然のことである。しかし、当初借りた</p>
53	252	右上		

54 254 ②

② SDG INDEX (SDGs達成度の国別順位)

ランク	国名	ランク	国名
1	フィンランド	11	オランダ
2	スウェーデン	12	チェコ
3	デンマーク	13	アイルランド
4	ドイツ	14	クロアチア
5	ベルギー	15	ポーランド
6	オーストリア	16	スイス
7	ノルウェー	17	イギリス
8	フランス	18	日本
9	スロベニア	19	スロバキア
10	エストニア	20	スペイン
⋮			
日本は世界165か国中18位		32	アメリカ
で、1~3位は北欧諸国が占める。		57	中国

② SDG INDEX (SDGs達成度の国別順位)

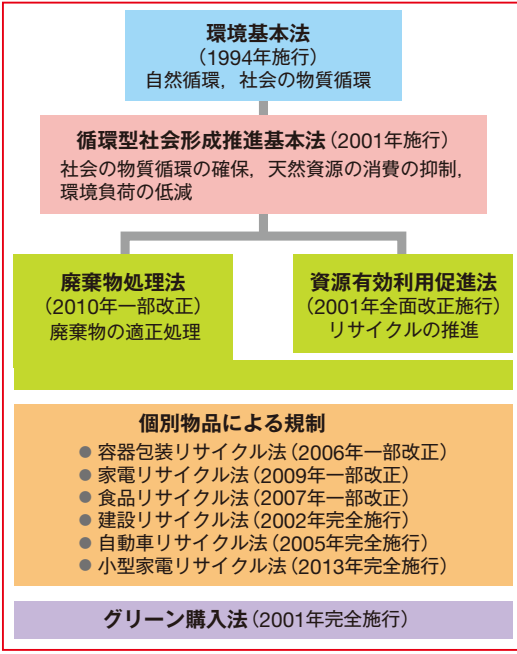
ランク	国名	ランク	国名
1	フィンランド	11	イギリス
2	スウェーデン	12	クロアチア
3	デンマーク	13	スロベニア
4	ドイツ	14	ラトビア
5	オーストリア	15	スイス
6	フランス	16	スペイン
7	ノルウェー	17	アイルランド
8	チェコ	18	ポルトガル
9	ポーランド	19	ベルギー
10	エストニア	20	オランダ
⋮			
日本は世界166か国中21位		39	アメリカ
で、1~3位は北欧諸国が占める。		63	中国

55 254 ③

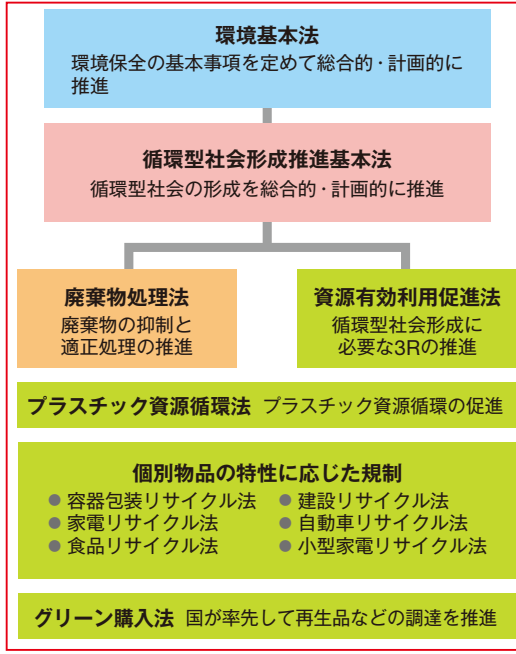


56 255 ⑤

⑤ 循環型社会形成推進のための法体系

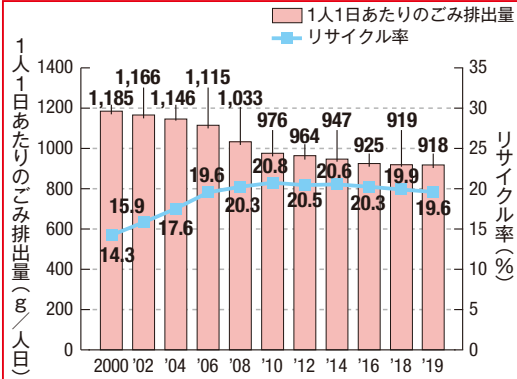


⑤ 循環型社会形成推進のための法体系



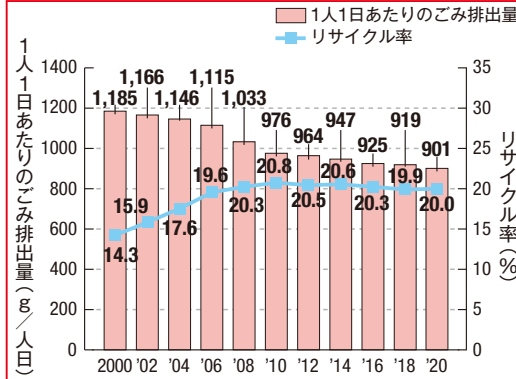
57 255 ⑥

⑥ 全国のごみ総排出量の推移




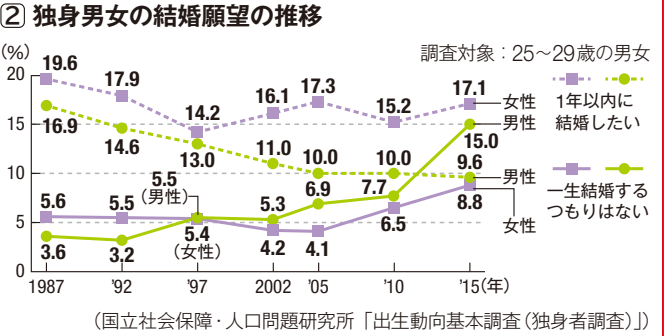
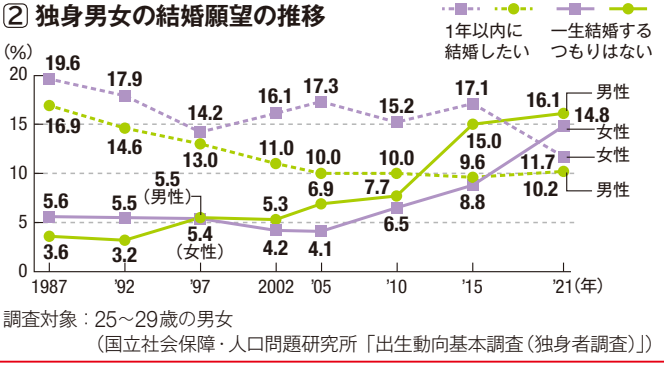
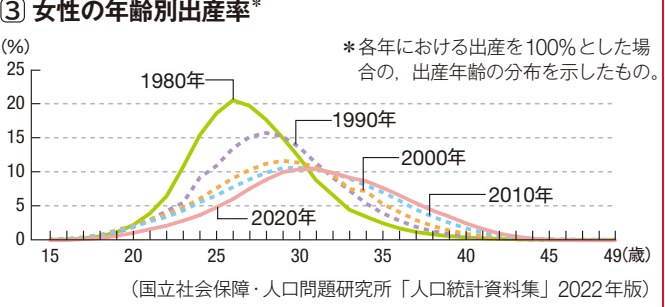
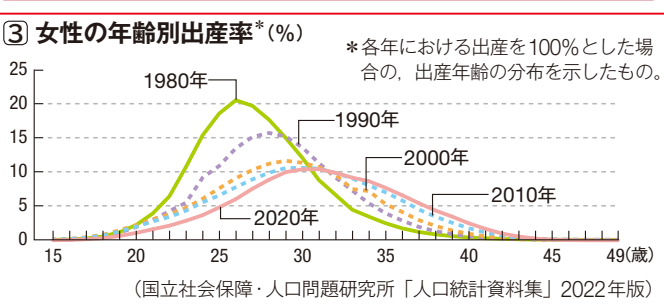


(環境省「日本の廃棄物処理」)

⑥ 全国のごみ総排出量の推移



(環境省「日本の廃棄物処理」)

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
59	124	側注③	<p>③ HACCP (ハサップ) 食品の製造工程上で危害を起こす要因 (Hazard; ハザード) を分析 (Analysis) し, 最も効率よく管理できる部分 (必須管理点; Critical Control Point) を管理し, 安全を確保する手法。対象食品には, 牛乳, レトルト食品, 清涼飲料水などがある。</p>  <p>HACCPマーク</p> <p>④ アニサキス 魚介類 (さば, いか, さんまなど) に寄生する寄生虫。アニサキスの幼虫が寄生している生鮮魚介類を食べると, 胃や腸の激しい痛みや嘔吐などが起こる。</p> 	<p>③ HACCP (ハサップ) 食品の製造工程上で危害を起こす要因 (Hazard; ハザード) を分析 (Analysis) し, 最も効率よく管理できる部分 (必須管理点; Critical Control Point) を管理し, 安全を確保する手法。</p> <p>④ アニサキス 魚介類 (さば, いか, さんまなど) に寄生する寄生虫。アニサキスの幼虫が寄生している生鮮魚介類を食べると, 胃や腸の激しい痛みや嘔吐などが起こる。</p> 
61	264	②	<p>② 独身男女の結婚願望の推移</p>  <p>調査対象: 25~29歳の男女</p> <p>(国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査(独身者調査)」)</p>	<p>② 独身男女の結婚願望の推移</p>  <p>調査対象: 25~29歳の男女</p> <p>(国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査(独身者調査)」)</p>
62	264	③	<p>③ 女性の年齢別出生率*</p>  <p>*各年における出産を100%とした場合の, 出産年齢の分布を示したものの。</p> <p>(国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」2022年版)</p>	<p>③ 女性の年齢別出生率*(%)</p>  <p>*各年における出産を100%とした場合の, 出産年齢の分布を示したものの。</p> <p>(国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」2022年版)</p>

63 121 ⑤

ため、表示をよく見て選び、できるだけ多用は避ける。また、海外で生産され、日本に輸入されている加工食品も多く、原材料の原産地が分かりにくい場合もある。

● 健康の維持増進に役立つ食品

22-28

乳児、高齢者、病者など、特別な状態にある人の利用を目的とした**特別用途食品**と、広く健康の保持や増進に役立つ機能性を表示できる**保健機能食品**がある。保健機能食品には、国が定めた安全性や有効性に関する基準などを満たして特定の保健効果が期待できる**特定保健用食品**、栄養成分の補給・補完のために利用する**栄養機能食品**、事業者の責任において科学的根拠に基づいた機能性を表示する**機能性表示食品**がある。

サプリメントなどの健康食品には、法令上の定義はなく、販売者の判断で売られている。栄養素の摂取は、バランスのよい食事によるのが原則であるが、サプリメントを利用する場合には、過剰摂取によって健康障害を起こすものもあるため、注意書きをよく読み、摂取量に注意しよう。

⑤ 特別用途食品と保健機能食品

保健機能食品	特別用途食品	乳児、高齢者、病者など、特別な状態にある人の利用が目的		
	特定保健用食品	国が定めた基準を満たし、特別な保健効果が期待できる		
	栄養機能食品	特定の栄養成分の補給・補完のため		
	機能性表示食品	事業者の責任において科学的根拠に基づいた機能性を表示		

ため、表示をよく見て選び、できるだけ多用は避ける。また、海外で生産され、日本に輸入されている加工食品も多く、原材料の原産地が分かりにくい場合もある。

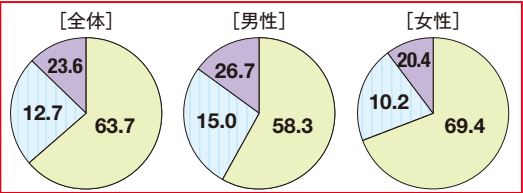
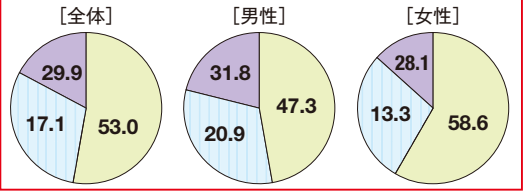
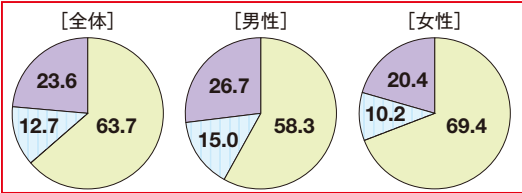
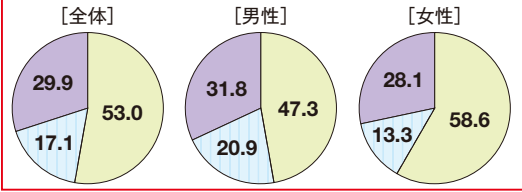
● 健康の維持増進に役立つ食品

乳児の発育や、妊産婦、授乳婦、嚥下困難者、病者などの健康の保持や回復などに適するという特別の用途について表示できる **特別用途食品** と、広く健康の保持や増進に役立つ機能性を表示できる **保健機能食品** がある。保健機能食品には、**特定保健用食品**、**栄養機能食品**、**機能性表示食品** がある。特定保健用食品は、保健機能食品であると同時に、特別用途食品でもある。

サプリメントなどの健康食品には、法令上の定義はなく、販売者の判断で売られている。栄養素の摂取は、バランスのよい食事によるのが原則であるが、サプリメントを利用する場合には、過剰摂取によって健康障害を起こすものもあるため、注意書きをよく読み、摂取量に注意しよう。

⑤ 特別用途食品と保健機能食品

特別用途食品	病者用食品、乳児用調製乳、嚥下困難者用食品など、特別の用途に適する旨を表示		(注)ただし、特定保健用食品については下表のマークが表示される。
	特定保健用食品	国が定めた基準を満たし、特定の保健効果が期待できる	消費者庁許可  
	保健機能食品	栄養機能食品	特定の栄養成分の補給・補完のため
	機能性表示食品	事業者の責任において科学的根拠に基づいた機能性を表示	「××の機能が報告されています」と表示できる 

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
64	126	③	<p>③ 食品の栄養価の計算方法</p> <p>食品の成分値×食品の重量(g)÷100(g)</p> <p>例 鶏卵50gの場合(「日本食品標準成分表」による)。 エネルギー：151×50÷100≒76kcal たんぱく質：12.3×50÷100≒6.2g</p>	<p>③ 食品の栄養価の計算方法</p> <p>食品の成分値×食品の重量(g)÷100(g)</p> <p>例 鶏卵50gの場合(「日本食品標準成分表」による)。 エネルギー：142×50÷100=71kcal たんぱく質：12.2×50÷100=6.1g</p>
65	266	①	<p>① ワーク(仕事)とライフ(家庭・プライベート)のどちらを優先するか(%)</p> <p>①2017年度</p>  <p>②2011年度</p>  <p> ライフ優先 ワーク優先 どちらともいえない (内閣府「子供・若者白書」2018年) </p>	<p>① ワーク(仕事)とライフ(家庭・プライベート)のどちらを優先するか(%)</p> <p>①2017年度</p>  <p>②2011年度</p>  <p> ライフ優先 ワーク優先 どちらともいえない (内閣府「子供・若者白書」2018年) </p>